

7 附属病院

1 附属病院の活動

(1) 病院運営

平成15年度は、国立大学法人化を翌年に控え、経営改善に向け経営企画会議を中心に、平均在院日数の短縮化、病床稼働率の向上、差額病床徴収率の向上等に取り組んだ。平均在院日数は、平成14年度が25.6日となっていたが、平成15年度は22.2日とより短縮化を図った。病床稼働率については、82.9%と平成15年度目標の86.3%を達成できなかった。原因は、4・5月の低稼働率並びに在院日数短縮化による影響という背景があった。院外処方率については、国立大学病院では上位を維持し約88%となっている。また、病院開院以来初めての薬品・医療材料等の棚卸しを行ない適正な在庫管理に努めた。さらに、医薬品については、先発医薬品からより廉価な後発医薬品に切り替える等経費節減を行なった。このような取組みの結果、診療費用請求額は年度当初見込みの約132億円に対し約135億円を達成した。また、医療機関別入院医療の包括評価を平成15年6月から導入し、疾病分類・診断群分類の精査体制を整備し平成15年7月から10月の間における退院患者を対象とした実態を調査した。その結果、本院の医療機関別調整係数は1.0536の評価を得た。

本院は特定機能病院としての役割から、当面の課題として平成12年度から高度先進医療承認件数10件を目指しその開発に取り組んでいる。平成15年度末までの状況は、承認済5件、申請中4件及び開発中10件となっている。各診療グループは、新規課題の開発に継続的に取り組むこととしている。陽子線照射装置によるがん治療については、医療用具として認可後に高度先進医療の申請を予定した治療例の蓄積を行なうこととなる。

さらに、医薬品の臨床試験（治験）においては、平成15年度継続治験76件、新規治験47件の受入れがなされているところであり、今後も受託研究数の拡大及び実施率の向上に努めるとともに、倫理的、科学的、信頼性の高い治験を実施し、高度でかつ先進的医療を行なう国立大学附属病院の使命を推進する。

(2) 診療活動

保険診療については、入院医療の包括評価制度の導入を踏まえ、病院収入の適正確保のため診療報酬の状況分析を行ない、その内容を精査し査定減を進めるなど増収に努めた。

高度先進医療機関としてより安全で高度な医療を提供できるように、新生児集中治療室（NICU）及び後方病床（GCU）の設置により、新生児特定集中治療室管理料及び新生児入院医療管理加算が平成15年7月からそれぞれ算定されることとなった。さらに、医療体制の確立を図るため分娩部・新生児集中治療室等を改組再編し周産期総合医療センターを設置し、平成16年度から稼働予定である。

手術部では、平成14年度に筑波大学として行なわれた手術が初めて4,000件を突破したが、平成15年度も診療費用請求額向上のため可能な限り手術を行なえるよう配慮した結果約4,700件の手術が行なわれた。

(3) 臨床教育・研究

卒前教育として、本学医学専門学群学生及び医療技術短期大学部学生の他、看護師、診療放射線技師、理学療法士及び薬剤師の養成機関から臨床実習生として学生を受入れて臨床教育及び実習を行なった。医学専門学群学生実習においては、医師としての広範な知識を身につけるため、医学教官のみならず、レジデント、看護部、薬剤部及び中央診療施設等の職員も指導的な役割を果たした。

医師の卒後教育として、本院のレジデント制度の下、研修医及び医員について30の養成コースにおいて教育を行ない、平成15年度はジュニア課程132人、シニア課程153人、チーフ課程125人が在籍した。専門医養成チーフ課程では45人が課程修了し、他大学医学部教授による面接評価においても高い評価が得られ、本院レジデント制度の目標の一つである、優れた臨床能力を備えた医師の養成はほぼ達成されている。

また、平成16年度からの卒後臨床研修必修化に先立ち、平成14年度からスーパーローテーションを導入し、より質の高い研修を実施するため本院が管理型となり、初期研修における病院群として49の病院から構成される初期研修プログラム病院群を構築した。これまで、初期研修プログラムにおいて質の高い院外研修を行なうため、卒後臨床研修部の主催による研修指導医養成講習会を開催し、臨床研修指導医の認定を実施してきたが、

平成15年度は本院と茨城県及び茨城県医師会との合同による臨床研修指導医養成講習会を開催するとともに、今後、これらの企画に対して茨城県及び茨城県医師会から財政的な支援を得られることとなった。

研究面では、遺伝子治療に関して、再発白血病に対する遺伝子治療臨床研究が厚生労働省から承認され、遺伝子治療を進めている状況である。

(4) 社会との連携

地域医療機関等との連携、医療・看護・福祉相談、医療支援等に関し組織的に取組むため、平成15年度に地域医療連携室を医療福祉支援センターに改組し、センター部長、副部長、MSW 2名及び看護師1名の体制として、医療機関及び関係機関に診療案内等による広報活動を行なうとともに、患者及び患者家族に対し情報提供及び指導助言並びに関係機関との連絡調整を行なった。平成15年度の相談件数は2,423件にもおよび、今後とも退院後の地域医療機関へ逆紹介等対応していくこととなる。

ボランティアの病院運営への参画については、引き続き積極的に受入れており、本年度は81名を受入れ、ボランティア患者対応に資するような課題についての研究会を開催するなどボランティア間の連携と資質の向上を図った。

2 附属病院運営委員会の活動

附属病院の最高意志決定機関として、国立大学法人化に向け本院の中期目標・中期計画に伴う平成16年度計画を策定した。また、ISO:9001の認証取得並びに病院機能評価の認定更新に向け積極的に取組み、医療の質向上を目指した。

3 自己評価と課題

国立大学法人化並びに医療制度改革に対応するため経営改善等に取り組む、平均在院日数の短縮化、差額病床徴収率の向上等の病院収入の適正確保を図った。その結果、診療費用請求額は年度当初見込みより約3億円の増額を達成することができた。

研究分野としては、陽子線照射装置によるがん治療について、医療用具としての承認申請を行なっており、医療用具としての承認後は高度先進医療の承認を目指すこととする。また、再発白血病に対する遺伝子治療臨床研究についても、現在、臨床試験を重ね高度先進医療の早期承認申請を目指すこととなる。

また、医療機関として国際基準の品質保証体制であることの認証を平成15年度に取得するため、ISO認証取得推進室において院内研修・業務分析・品質マニュアルの作成等を行ない、平成16年2月に本審査を実施した。さらに、医療の質向上並びに効果的なサービスの改善につなげることを目的として病院機能評価の認定を更新するため、平成16年2月に審査を受けた。

医療事故防止対策としては、臨床医療管理部において、より迅速な安全情報の共有化を図るとともにセキュリティーも踏まえ、インシデントレポート、オカレンスレポート、安全確保状況報告書の提出及び関係部署へのフィードバックを平成15年度から電子化した。また、医療安全管理体制の整備として、本院が提供している医療の妥当性を精査・検証するため、平成15年度に、提供した医療に係る照会に対し医療が適正であったかを精査する組織として医療評価委員会を、さらには、本院の医療の質を検証するため全死亡退院患者に係る診療録等を検証するMorbidity and Mortality委員会を設置し、それぞれ活動を開始している。

国立大学法人化、医療制度改革、卒後臨床研修必修化、特定機能病院としての医療の質の確保等への対応として、健全経営を図るため今後専門家による経営分析と中期目標・中期計画に基づく方針を明確にし、同時に変わりゆく状況に的確に対応して経営判断を下すための情報収集、病院職員への情報伝達と共有の方法、種々情報の総合的な解析と対策立案及び明確な指示、配置人員や職種の不足及び定員削減等により病院業務に大きな制約が生じないよう業務の運用と人員の合理的配置など、速やかに対策が講じられる体制を強化していきたい。